

第1章 計画の位置づけ

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域で誰もがその人らしく、安心していきいきとした生活を送れるよう、地域住民や地域、行政等がお互いに協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めるものです。

2. 計画策定の趣旨

現在、全国的に地域の中では社会環境の変化に伴い様々な問題が生じており、自分自身による「自助」、地域における支えあいや助けあい活動を行う「共助」、公的な福祉サービスによる「公助」、また、地域の諸課題を行政等と地域と人々が共に協力しあって解決する「協働」による地域福祉の推進が、ますます重要となってきました。

桶川市では地域社会のふれあいの中で、共に支えあい、いきいきとした生活を送ることができるまちを目指し、市が、市民や社会福祉協議会等の関係機関と協力しながら、地域で互いに助けあい、支えあう仕組みづくりを共に考え進めていくために「桶川市地域福祉計画」を策定しました。

〈社会福祉法における位置づけ〉

(地域福祉の推進)

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村福祉計画)

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられています。また、本計画は、桶川市総合振興計画を上位計画とした計画であり、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。

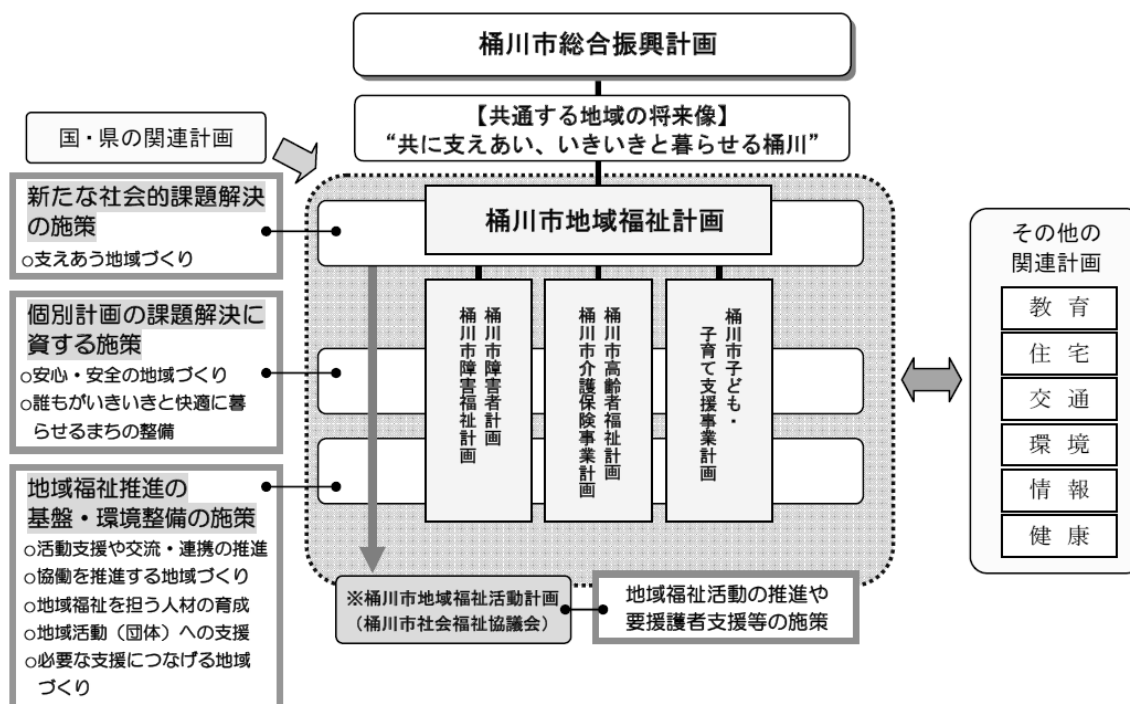
本計画は、保健福祉分野の個別計画である、「桶川市高齢者福祉計画」及び「桶川市介護保険事業計画」、「桶川市障害者計画」・「桶川市障害福祉計画」、「桶川市子ども・子育て支援事業計画」等に共通する項目を相互につなぎ、それに必要な施策を加えた計画となっています。したがって、福祉分野の計画を包括する形で、全ての市民を対象に、地域における福祉を推進するための「福祉の総合計画」として位置づけています。

その推進にあたっては、「桶川市協働推進条例」（資料編参照）に基づき、「自助・共助・公助」の役割分担のもと、それぞれが連携・協働を図りながら取り組みます。

また、関連する「桶川市地域福祉活動計画」（※）と連携を図り、地域福祉を推進していきます。

※「地域福祉活動計画」とは、市民・活動団体等により民間福祉活動を推進していくための実施計画で、桶川市においては桶川市社会福祉協議会が策定しているものです。

<計画の位置づけ>



4. 圏域の設定

(1) 地域福祉における「圏域」

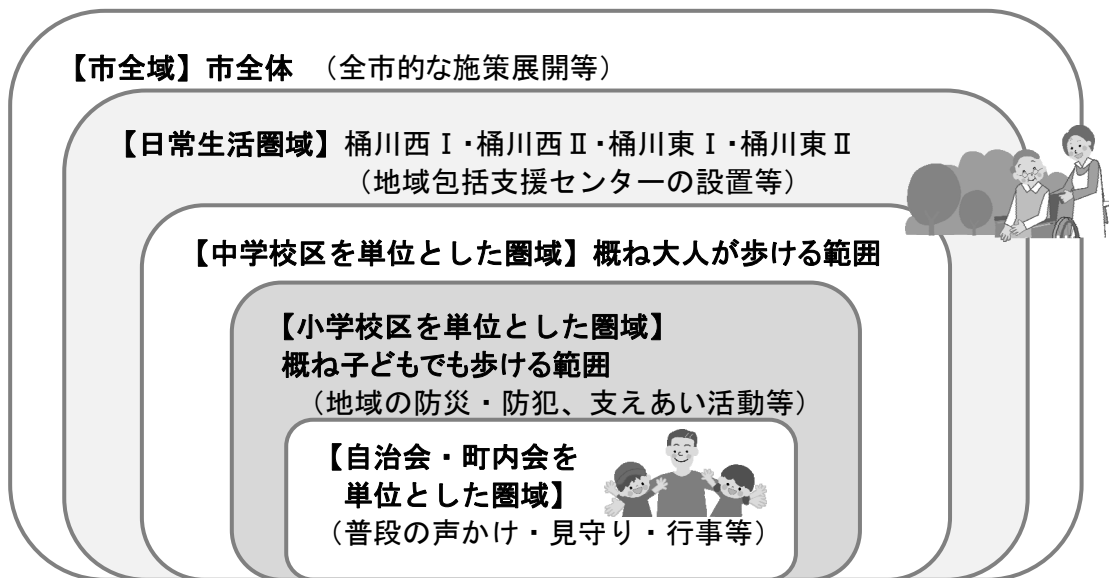
地域福祉を推進するには、地域に暮らす住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ発見しにくい課題に取り組むことになります。したがって、地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要であり、それができるような範囲を地域福祉の圏域ととらえます。

(2) 圏域設定の考え方

現状で最も身近で小さな圏域の単位としては、「自治会・町内会」の区域となっています。

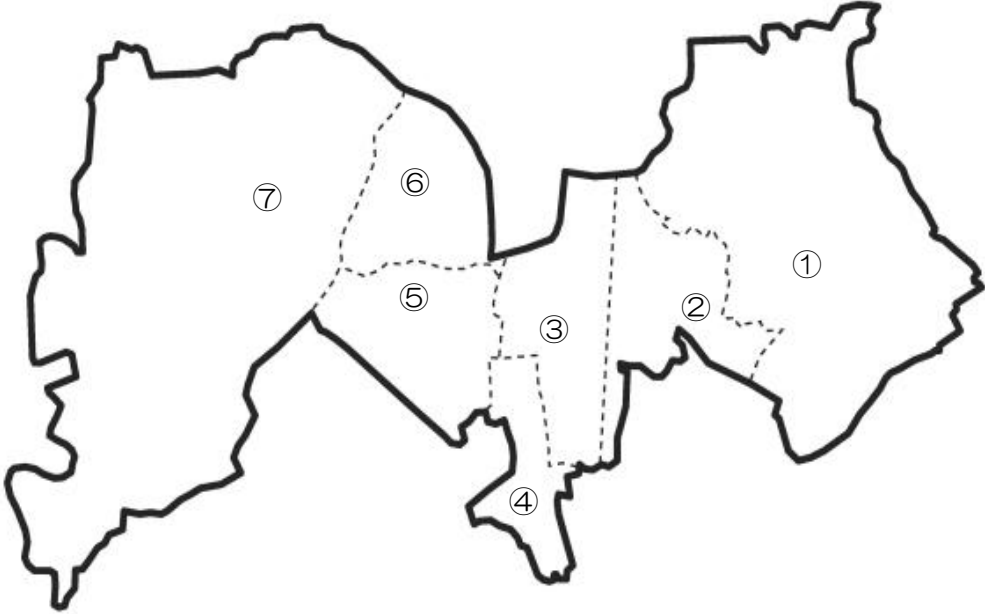
また、それよりも大きな圏域では、「小学校区」、「中学校区」、「日常生活圏域(※)」、「市全域」に大別されます。

この計画では、「小学校区」を圏域の基本として、地域の生活課題に対応する圏域を設定します。



※「日常生活圏域」とは、特に高齢者の地域生活に関わる圏域で、市町村介護保険事業計画において定義づけられています。住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める範囲のことです。

地域福祉計画で設定する圏域【小学校区】



【市内小学校一覧】

小学校名		所在地
①	加納小学校	桶川市坂田 883
②	桶川東小学校	桶川市坂田 239
③	桶川小学校	桶川市西 1-4-27
④	朝日小学校	桶川市朝日 2-18-1
⑤	桶川西小学校	桶川市下日出谷 836-1
⑥	日出谷小学校	桶川市上日出谷 885
⑦	川田谷小学校	桶川市川田谷 4213

5. 計画の期間

この計画は、桶川市総合振興計画及び福祉分野の個別計画との整合性を図り、平成27年度から平成36年度までの10年計画とします。

中間の平成32年度で、社会情勢の変化や他計画の計画策定状況及び進行状況等を踏まえて計画の見直しを行います。また、他計画の計画期間等は下表のとおりです。（計画の進行管理については、第5章に掲載）

<計画の期間>

計画/年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
総合振興計画	前期 基本計画	(後期基本計画) 桶川市第五次総合振興計画									
地域福祉計画	桶川市地域福祉計画										
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第七次桶川市高齢者福祉計画 第六次桶川市介護保険事業計画		第八次桶川市高齢者福祉計画 第七次桶川市介護保険事業計画			第九次桶川市高齢者福祉計画 第八次桶川市介護保険事業計画					
子ども・子育て 支援事業計画	桶川市子ども・子育て支援事業計画										
障害者計画 障害福祉計画	第四次桶川市障害者計画 第四次桶川市障害福祉計画		第五次桶川市障害者計画 第五次桶川市障害福祉計画			第六次桶川市障害者計画 第六次桶川市障害福祉計画					
地域福祉 活動計画	桶川市第四次 地域福祉活動計画		桶川市第五次地域福祉活動計画								

6. 策定の経緯

● 桶川市地域福祉に関する市民意識調査(アンケート)の実施

計画策定にあたり、市民の考え方や意見をいただき、策定にあたっての資料とするため、無記名のアンケートにより市民意識調査を実施しました。

● 市民懇談会の実施

計画策定にあたり、地域福祉における「課題」や「将来像」、「取組方針」等に市民の意見・提言等を反映するために、市民懇談会を実施しました。

● 桶川市地域福祉計画策定委員会の設置(15名)(※以下、「策定委員会」と表記)

計画の策定にあたり、市内の福祉関係者や公募による委員など、様々な方からの意見を反映させるため、桶川市地域福祉計画策定委員会を組織し、策定にあたりました。(委員名簿は資料編に掲載)

● 桶川市地域福祉計画庁内検討委員会の設置(16名)(※以下、「庁内検討委員会」と表記)

市役所庁内での検討にあたり、庁内の横断的組織として、桶川市地域福祉計画庁内検討委員会を組織し、課題の検討を行いました。(委員名簿は資料編に掲載)

● パブリックコメント

平成26年12月8日から平成27年1月13日にかけて、パブリックコメントを実施しました。